

# 兵庫県公報

令和3年2月25日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

- 東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画の変更認可（令和3年近畿地方整備局告示第19号）（下水道課）…………… 1
- 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（令和3年近畿地方整備局告示第20号）（同）…………… 1
- 中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（令和3年近畿地方整備局告示第21号）（同）…………… 2

## 告 示

### 兵庫県告示第168号の3

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画変更認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第19号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業 加古川上流流域下水道
- 3 事業施行期間  
昭和52年1月27日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



### 兵庫県告示第168号の4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画下水道事業の事業計画変更認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第20号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業 加古川下流流域下水道
- 3 事業施行期間  
昭和62年12月3日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

変更なし



**兵庫県告示第168号の5**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業の事業計画変更認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第21号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業 揖保川流域下水道
- 3 事業施行期間  
昭和54年2月26日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし